

東 通 村

男女共同参画推進計画

すべての人が共に支え合い、喜びを分かち合うために



1. 計画の目的

この計画は、社会を構成する家庭・地域・職場・行政がそれぞれの立場で、男女がさまざまな分野で活動したり、参画する機会を広げていくために計画したものです。

2. 計画の基本計画

性別にかかわらず、個人としての尊厳が重んじられ、お互いに支え合いながら社会に参画し、生き生きとした暮らしを営むことができるまちづくりをめざしていきます。

(1) 男女の人権を尊重した社会づくり

男女の個人としての尊厳が重んじられていること、男女が性別にとらわれることなく個人としての能力が発揮できることなど、男女の人権が尊重される社会をめざします。

(2) 男女がともに参画する地域づくり

男女が制度または慣行によって、男女の社会における活動の選択に関して直接的にまたは間接的に差別されない社会をめざします。

(3) 男女がともに能力を発揮できる自立した社会づくり

村における政策または民間の団体等における方針の立案及び決定に際して、男女が共同して参画する機会の確保をめざします。

(4) 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施することが地方公共団体の責務として規定されているため、庁内の各部署に対して明確にし、男女共同参画社会づくりに向けた様々な取り組みを円滑に進めていきます。

3. 計画の性格

この計画は、東通村が男女共同参画を推進するための「推進計画」であり、「東通村総合計画」の施策と、「第5次青森男女共同参画プラン21」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の形成に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めていくものです。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画として、女性の職業生活における活躍を推進していくものです。

4. 計画の期間

この計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とし、具体的施策の推進期間とします。

また、必要があれば見直すこととします。

5. 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、関係各部署と関連事業の現状並びに課題の把握に努め、また、社会教育委員や各種団体からの意見を聞きながら策定しました。

6. 関係機関との連携

男女共同参画のための取り組みを効果的に推進するため、県及び近隣市町村との連携、協力関係を強化し、情報交流や事業の共催・相互利用等を推進していきます。



7. 計画の目標・課題及び施策

(1) 男女の人権を尊重した社会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が個人としての尊厳が重んじられ、一人ひとりが性別に関係なく尊重され、性別による差別的取扱を受けないこと、また、あらゆる場面で男女が共に個人として能力を発揮する機会を確保される必要があります。このような社会をつくるため学校教育・社会教育における教育・学習の果たす役割はきわめて重要です。性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、男女共同参画社会の視点にたった意識啓発と教育・学習の充実と、性別による様々な偏見や差別を許さない社会に向けて、次の課題に取り組みます。

課 題	施 策
◇ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① あらゆる分野で男女共同参画を進める意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等による定期的な情報提供 ・ 男女共同参画関連講座の開催及び意識改革の啓発 ・ 企業、各種団体等への啓発 ・ 地域の多様な主体による協働と連携 ② 男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭、地域、学校における教育の充実 ・ 行政担当者への男女共同参画の理解促進 ③ 啓発推進体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発リーダーの育成 ・ 男女共同参画社会づくりのための表彰
◇ 性別にとらわれないで生きる権利の擁護と拡充	① ドメスティック・バイオレンス※1など暴力の根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・ ドメスティック・バイオレンス防止に向けた意識啓発 ② ハラスメント※2の防止に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメントの防止の啓発 ③ 被害女性への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や関係機関との連絡・連携を密にし、被害を受けた女性の保護を図り、自立促進に向けての支援 ・ 女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備

【※1 ドメスティック・バイオレンス】夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力のことをいいます。

【※2ハラスメントの防止】セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントの総称をいい

ます。

(2) 男女がともに参画する地域社会づくり

(※女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

わが村をとりまく社会環境は、急速な少子高齢化、地方分権の推進化など、大きな転換期を迎えており、まちづくりにおいてもこれらを踏まえた新たな視点での取り組みが必要となっています。安全で快適な地域社会を築いていくには、男女双方の視点に立った価値観を反映させていくことが不可欠です。

こうした状況を踏まえ、「男は仕事、女は家庭」といったこれまでの性別による固定的な役割分担意識に基づいたライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図り、あらゆる分野における政策・方向決定過程への参画を推進し、家庭・地域社会に男女が共に参画できる条件整備を進める必要があります。

課 題	施 策
◇ 男女がともに参画する地域社会づくり	①男女共同参画による地域活動の推進 ・ 地域における男女共同参画の推進と女性リーダーの育成 ・ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり ・ 女性の能力・スキルを向上させるための研修の実施 ②女性の社会参加の促進と支援 ・ 女性リーダーの人材発掘及び育成 ・ 男性の育児、家事、介護への積極的な参画促進 ・ 活躍する女性ロールモデルの情報収集、発信
◇ 政策・方針決定の場への女性の参画推進	① 各種審議会等委員への女性の登用 ・ 各種審議会等への女性の参画促進及び登用 ② 経営の場への女性参画の促進 ・ 農水産業関係の委員や組合役員への女性の登用促進 ・ 農水産物等の生産や加工、販売等を行う女性を援助し、経営者としての育成

(3) 男女がともに能力を発揮できる社会づくり

(※女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業制度など、女性が職業生活を生涯のライフスタイルとして選択し、働き続けることができる法整備も進むにつれ、女性の就業意欲も年々高まり、またその働き方も多様化しています。

しかし、経済構造の変化などにより雇用が不安定となり、それが女性に大

大きく影響している現状にあります。

女性にとって、職業生活の持続は、個人の選択や就業に対する価値観などによって中断されることもあります。出産や育児を理由としてやむを得ず中断せざるを得ない場合も多く、また、高齢化がますます進む中で介護の問題は働く女性にとって負担となり、就業の断念につながっています。

働く女性が、その能力を高め、十分に発揮できる環境が整備されるとともに、働きながら安心して子どもを産むことができる環境をつくることは、働く女性だけでなく、活力ある社会を形成するためにもきわめて重要な課題です。

全ての労働者が性別により差別されることなく、個人の能力に基づいた雇用の促進を図り、母性が尊重され、働きながら子どもを産み育てることができ、男女がともに職業生活と家庭生活の両立ができるよう、次の課題に取り組めます。

課 題	施 策
◇ 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	①行政、企業、団体などにおける女性の登用と職域の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における男女の機会均等実現 ・ 農林水産業、商工業等における男女共同参画の促進 ・ 働きやすい環境整備に取り組んでいる企業の住民への情報提供 ・ 女性の企業・経営に関する情報提供
◇ 男女の仕事と家事・育児・介護との両立支援	① 男女の対等な家庭的責任への理解と参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と家事、育児、介護の両立に関する啓発促進 ・ 仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）についての理解と普及 ・ 地域における子育て支援サービスの充実 ② 再就職への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働に関する相談と情報提供の充実 ③ 多様なニーズに対応した保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭への相談体制等支援 ④ 高齢者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者への男女共同参画等の啓発 ・ 一人暮らし高齢者の話し相手や文化活動等への参加ボランティアの養成と、老人クラブの女性の参加促進

(4) 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し実現することは、男女共同参画社会基本法により地方公共団体の責務として規定されています。

このことを庁内の各部局に対して明確にし、男女共同参画社会づくりに向けた様々な取り組みを円滑に進めていきます。

課 題	施 策
◇ 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進	① 男女共同参画を進める行政職員の意識向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 村職員の参画意識の啓発 ・ 職場におけるハラスメントの防止・根絶※3 ・ 女性職員の管理職等への積極登用の促進

【※3 職場におけるハラスメントの防止根絶】東通村では、「東通村職員のハラスメントの防止等に関する要綱」（令和5年1月12日 規程第1号）を策定し、庁内におけるハラスメントの防止と根絶を目指した行政運営を推進しています。